

1. 事業者の名称、代表者の氏名及び
主たる事務所の所在地

1. 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1.1. 事業者の名称

成田国際空港株式会社

1.2. 代表者の氏名

代表取締役社長 夏目 誠

1.3. 主たる事務所の所在地

千葉県成田市成田国際空港内（成田市古込字古込 1-1）

2. 対象事業の目的及び内容

小目次

2. 対象事業の目的及び内容.....	2-1
2.1. 対象事業の目的	2-1
2.2. 対象事業の内容	2-1
2.2.1. 対象事業の種類	2-1
2.2.2. 対象事業が実施されるべき区域の位置	2-1
(1) 区域の位置	2-1
(2) 対象事業実施区域の概要	2-1
2.2.3. 対象事業の規模	2-4
2.2.4. 対象事業の工事計画の概要	2-5
(1) 工事計画の概要	2-5
(2) 工事工程	2-6
2.2.5. 対象事業に係る飛行場及びその施設の区域の位置	2-8
2.2.6. 飛行場の利用を予定する航空機の種類及び数	2-8
2.3. その他の対象事業に関連する事項	2-10
2.3.1. 対象事業に係る区域の面積	2-10
2.3.2. 滑走路別の年間発着回数.....	2-11

2. 対象事業の目的及び内容

2.1. 対象事業の目的

本事業は、成田国際空港（以下、「成田空港」という。）の更なる機能強化を図ることにより、2020 年代前半にはほぼ限界に達すると見込まれる首都圏空港の処理能力に対応し、首都圏の国際競争力の強化、訪日外国人旅行者の更なる増加への対応、国内各地への経済効果の波及等につなげることを目的とする。

2.2. 対象事業の内容

2.2.1. 対象事業の種類

滑走路の新設を伴う飛行場及びその施設の変更の事業

滑走路の延長を伴う飛行場及びその施設の変更の事業

2.2.2. 対象事業が実施されるべき区域の位置

(1) 区域の位置

対象事業が実施されるべき区域（以下、「対象事業実施区域」という。）の位置は、以下のとおりである。

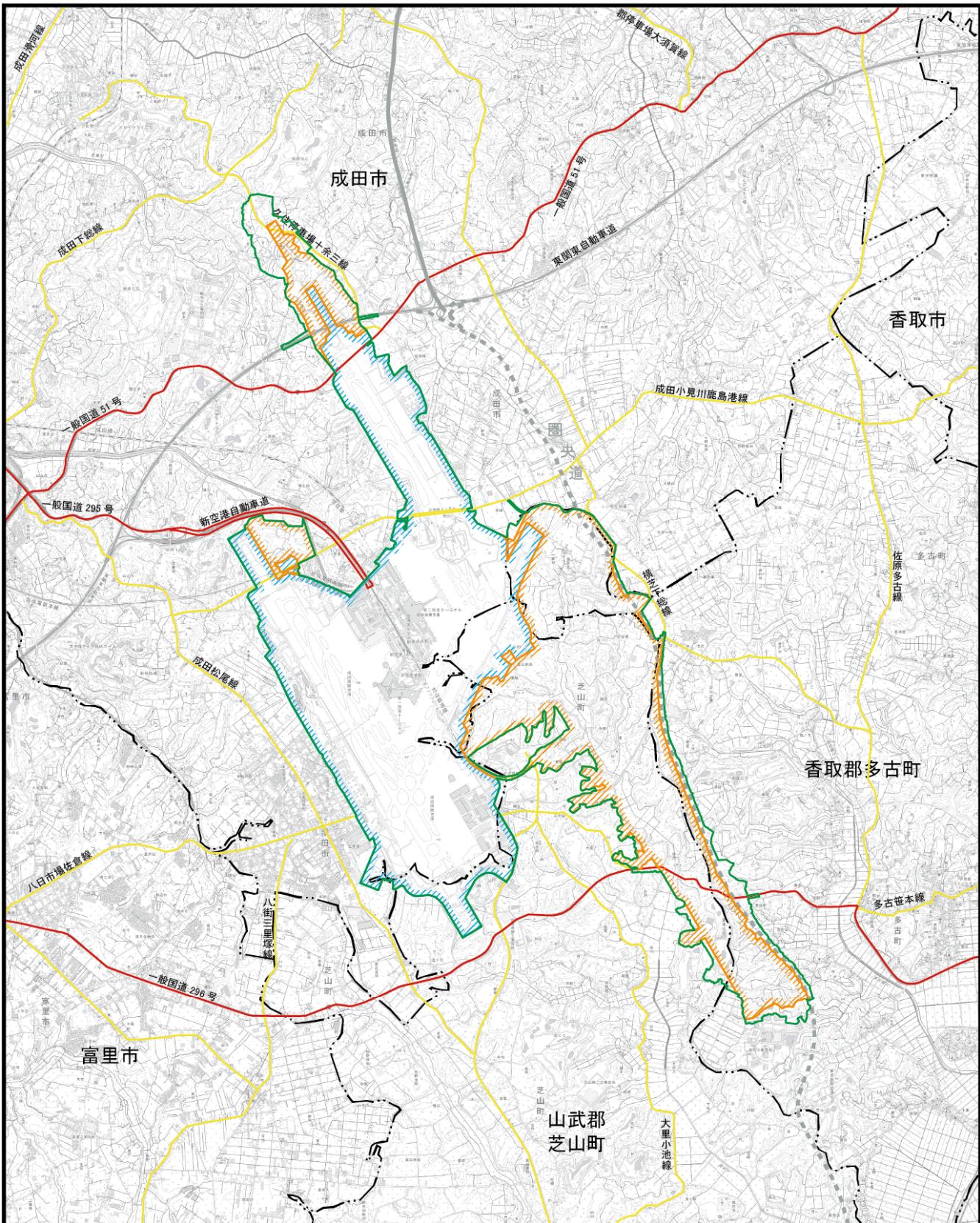
成田市、多古町、芝山町のうち、図 2.2-1 に示す区域

(2) 対象事業実施区域の概要

対象事業実施区域は、図 2.2-2 に示すとおり、以下の範囲を含むよう設定を行った。

まず、滑走路の新設及び既存の滑走路の延長を行う区域に加えて、既存の滑走路の区域も滑走路の発着回数が変化し周辺地域への影響が変わることが想定されることから、新たに空港となる区域のほかに、現在既に供用している空港区域を含めた。

次に、滑走路の新設及び延長により、航空機が安全に離着陸するために障害物が無い状態にしておくべき空港周辺の一定の空間（航空法の制限表面）に抵触する樹木等を伐採する区域が生じる。また本事業では、航空機の発着回数や空港利用者数の増加に対応できるよう敷地拡張を行うが、それに伴い必要となる国道 296 号の地下道化や空港周辺道路の整備、東関東自動車道の仮切回しを関連する工事として実施する。対象事業実施区域にはそれらの区域も含めた。



凡 例

- 空港区域
- 新たに空港となる区域
- 対象事業実施区域

--- 市町村界

※空港区域には、今後拡張を
予定している区域も含む。

図 2.2-1(1) 対象事業実施区域

N
1:75,000
 0 1 2km

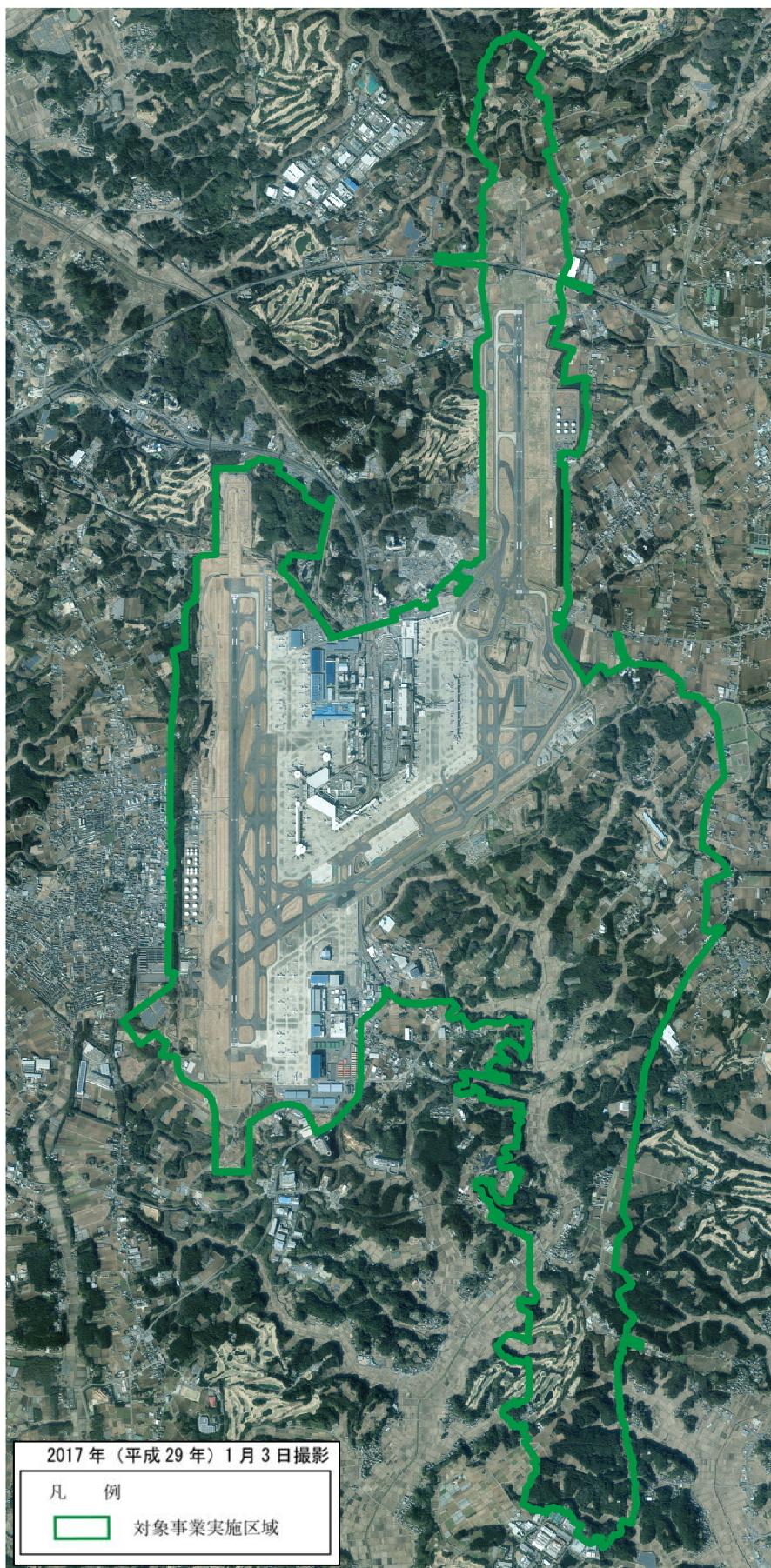


図 2.2-1(2) 対象事業実施区域（航空写真）

2.2.3. 対象事業の規模

新設する滑走路（C 滑走路）… 滑走路の長さ 3,500m

延長する滑走路（B 滑走路）… 延長前の滑走路の長さ 2,500m

延長後の滑走路の長さ 3,500m（1,000m 延長）

表 2.2-1 滑走路の長さ

滑走路	滑走路の長さ		備考
	現在	将来 (事業実施後)	
A 滑走路	4,000m	4,000m	・変更なし
B 滑走路	2,500m	3,500m	・延長する滑走路 ・北側に 1,000m 延長
C 滑走路	—	3,500m	・新設する滑走路

2.2.4. 対象事業の工事計画の概要

想定する対象事業の工事計画の概要是、以下に示すとおりである。なお、予測の条件としたより詳細な工事工程や使用する建設機械及び資材等運搬車両の計画については、「10.1 予測の前提」に示す。

(1) 工事計画の概要

本事業において想定している工事の概要是以下に示すとおりである。工事は原則として昼間工事とするが、B 滑走路延長部は現在運用している滑走路に隣接しており航空機の運航に支障するおそれがあるため、航空機の離着陸が行われない夜間に工事を行うことを想定した。

なお、対象事業の工事と対象事業実施区域の周辺で行われる工事の実施時期が重複し、環境影響が著しくなるおそれが見込まれる場合には、その時点で関係機関と協議を行い、施工計画や資材等運搬車両の運行計画等の調整を行う。

1) 空港工事

ア. 準備工事、構造物撤去工事

資機材の搬入等を行う。また、施工区域内の既設構造物の撤去を行う。

イ. 造成工事、場内排水路工事

施工区域内の樹木を伐採し、根の除去を行う。また用地造成に先立ち表土の除去を行う。その後、土砂の掘削、盛土により用地造成を行う。造成工事と並行して、場内排水を行うための管渠の埋設工事を行う。

ウ. 舗装工事

航空機が使用する滑走路及び誘導路等の舗装工事を行う。また、車両が走行する道路の舗装工事を行う。

エ. 水路整備

C 滑走路周辺等での雨水を高谷川に排水するため、C 滑走路周辺の造成地の西側に水路を整備する。整備する水路は開渠を基本とし、地形に応じて一部をトンネルで整備する。なお雨水排水は、調整池を設置することで流出抑制を行う。

オ. 調整池設置工事

雨水排水を一時的に貯留する調整池の設置工事を行う。

カ. 場周柵設置等工事

場周柵や飛行場標識等の設置工事を行う。

2) 関連する工事

関連する工事として、以下の工事を想定している。工事内容については、関係機関と協議中であり、一部変更となる可能性がある。

ア. 空港周辺道路等の整備

空港が整備された後でも東西方向及び南北方向への移動が可能となるよう、空港周辺道路等の整備を行う。

イ. 東関東自動車道仮切回し

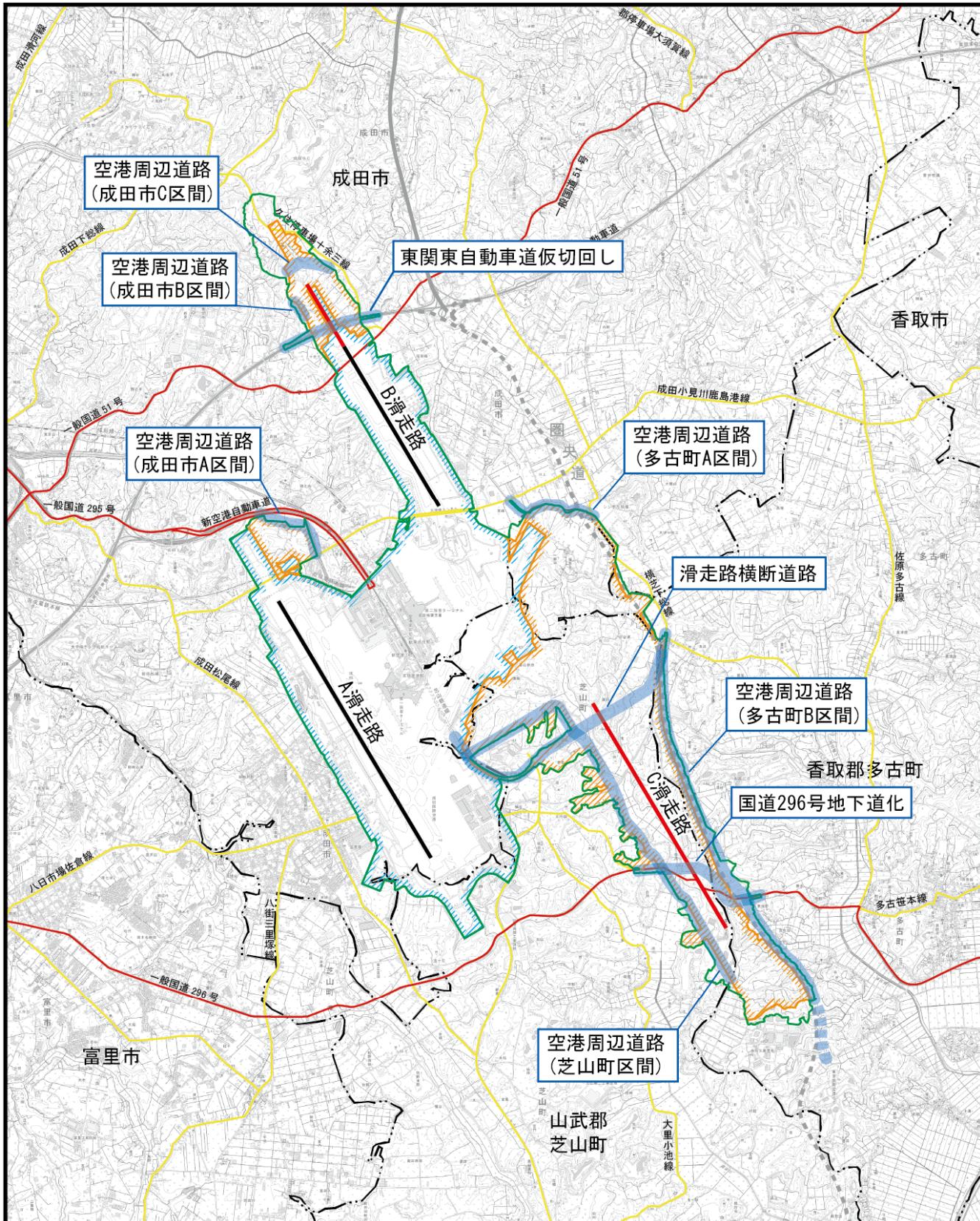
B滑走路の延長部と交差する東関東自動車道は、仮線を設けて切回しを行いながら、交差部分にトンネルを構築する。その後、上部を覆土して飛行場として整備できるようにする。

(2) 工事工程

工事工程は表 2.2-2 に示すとおりであり、約 3 年半の工事期間を見込む。

表 2.2-2 工事工程

工種		1年目	2年目	3年目	4年目
空港工事	準備工事、構造物撤去工事	■			
	造成工事、場内排水路工事	■	■■■■	■■■■	
	舗装工事			■■■■	
	水路整備	■■■			
	調整池設置工事	■■■■	■■■■	■■■■	
	場周柵設置等工事				■
関連する工事	空港周辺道路等整備	■■■■	■■■■	■■■■	
	東関東自動車道仮切回し	■■■■	■■■■	■■■■	



凡 例

- 空港区域
- 新たに空港となる区域
- 対象事業実施区域
- 市町村界
- 滑走路（既設）
- 滑走路（新設又は延長）
- 空港周辺道路等

※空港区には、今後拡張を予定している区域も含む。

図2.2-2 関連する工事

N
1:75,000
0 1 2km

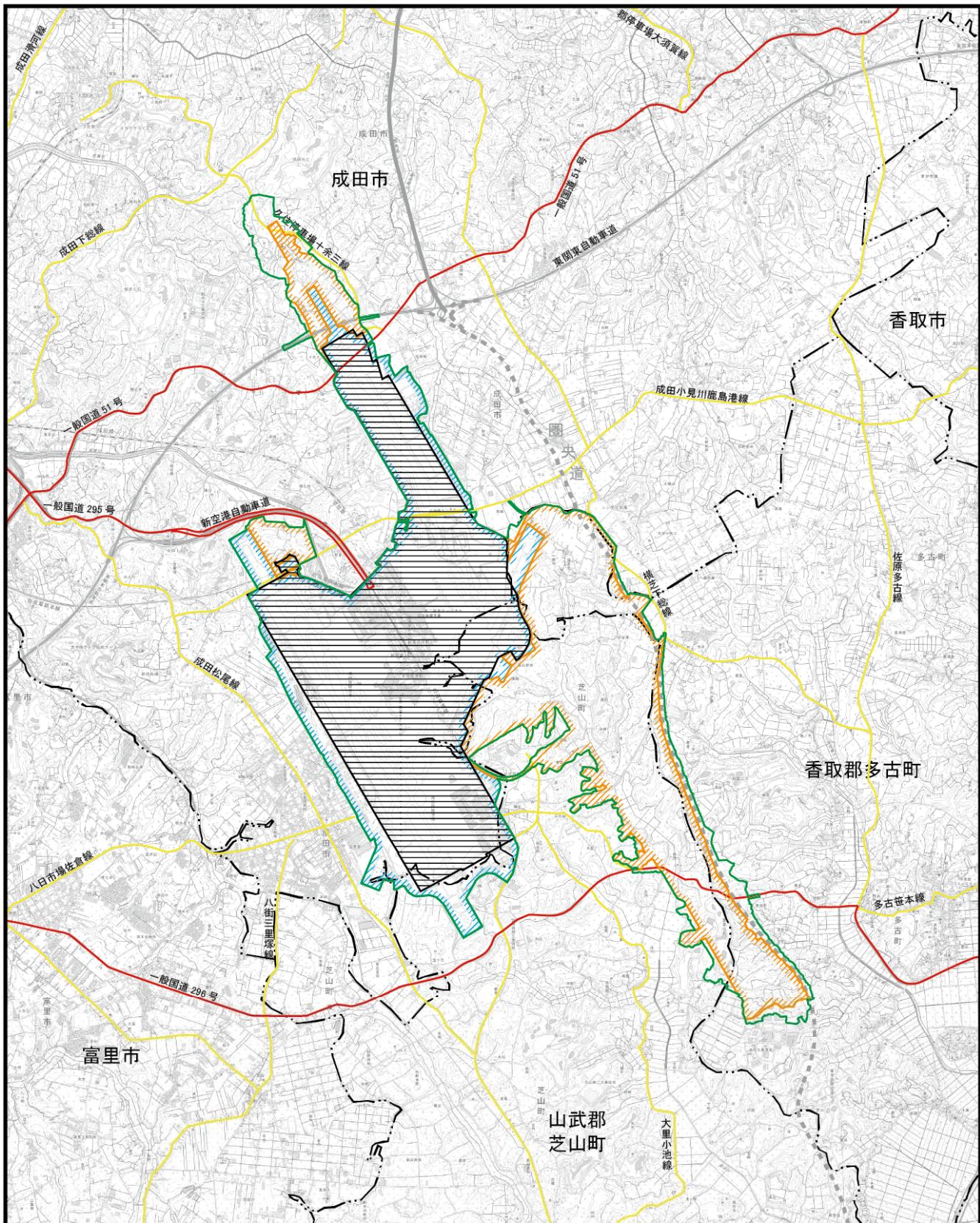
2.2.5. 対象事業に係る飛行場及びその施設の区域の位置

対象事業に係る飛行場及びその施設の区域（航空法上の空港敷地範囲）の位置は、図 2.2-3 に示すとおりである。

2.2.6. 飛行場の利用を予定する航空機の種類及び数

飛行場の利用を予定する航空機の種類は、超大型機、大型機、中型機、小型機等である。また、発着回数が年間 50 万回となった時に予定するそれらの発着回数は、以下に示すとおりである。

- ・ 超大型機（A380、B747-8 等） 47 回/日
- ・ 大型機（B777、A330 等） 366 回/日
- ・ 中型機（B787 等） 258 回/日
- ・ 小型機（B737、A320 等） 700 回/日



凡 例

- 航空法既申請区域
- 空港区域
- ▨ 新たに空港となる区域
- 対象事業実施区域
- - - 市町村界

※航空法既申請区域、空港区域には、
今後拡張を予定している区域も含む。

図2.2-3 飛行場及びその施設の区域の位置

N
1:75,000
 0 1 2km

2.3. その他の対象事業に関連する事項

2.3.1. 対象事業に係る区域の面積

対象事業に係る区域の面積は、表 2.3-1 に示すとおりである。現在の空港区域の面積は約 1,400ha である(ただし、航空法上の空港敷地範囲(既申請範囲)は約 1,200ha)。また、事業の実施により拡張する区域の面積は約 1,000ha であり、現在の空港の面積と合わせると約 2,400ha となる。さらに、関連する工事等の区域は約 200ha である。

表 2.3-1 対象事業に係る区域の面積

区分	面積	備考
空港区域	約 1,400 ha	航空法に基づく空港敷地範囲 (既申請範囲) は約 1,200ha
新たに空港となる区域	約 1,000 ha	
関連する工事等区域	約 200 ha	関連する工事、制限表面に抵触する樹木を含む範囲の面積

2.3.2. 滑走路別の年間発着回数

成田空港の年間発着回数は、現在（2016年度）は約24.6万回であり、更なる機能強化により将来は最大で50万回となることを想定している。滑走路別の年間発着回数は表2.3-2に示すとおりである。現在はA滑走路のほうがB滑走路より多いが、滑走路の新設及び延長がされた後は各滑走路の処理能力が概ね同等となることから、発着回数が年間50万回時となる時点では概ね同数の17万回ずつを取り扱うことになる。また、南風運用時にはB滑走路は到着のみ、C滑走路は出発のみで運用する計画であり、北風運用時にはその逆で運用する計画である。

表2.3-2 滑走路の年間発着回数

滑走路	現在 (2016年度)		将来 (発着回数50万回時)		
	発着回数	南風運用時 北風運用時	発着回数	南風運用時	北風運用時
A滑走路	約14.8万回	出発／到着	約17万回	出発／到着	出発／到着
B滑走路	約9.8万回	出発／到着	約17万回	到着のみ	出発のみ
C滑走路	—	—	約17万回	出発のみ	到着のみ
計	約24.6万回		50万回		

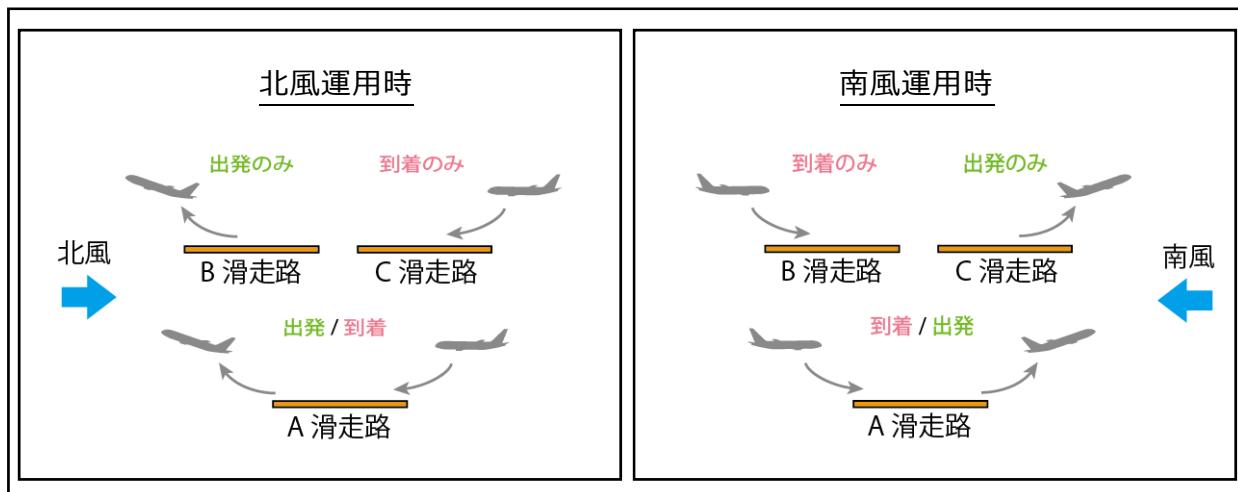


図2.2-4 滑走路の運用イメージ

